

介護保険の住所地特例に係る市町村への届け出について

住所地特例とは

住所地特例対象施設に入所される（している）方が入所直前に施設の所在地とは異なる市町村で住民登録されている（いた）場合、施設入所直前の市町村の介護保険被保険者となる制度です。（介護保険法第13条）

住所地特例の適用に至った場合、次のとおり手続きを行ってください。

① 入所者から市町村への連絡

「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了 届」の提出

⇒保険者へ提出してください（介護保険法施行規則第25条）

※入所者は、住所地特例の適用を受けるに至った場合、介護保険を行う市町村に届出なければならないことになっています。

② 住所地特例対象施設から市町村への連絡

「介護保険（住所地特例）施設 入所・退所 連絡票」の提出

⇒施設所在地の市町村及び保険者へ提出してください（介護保険法第13条第3項）

※住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村及び当該住所地特例対象被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならないことになっています。

市町村への「介護保険（住所地特例）施設 入所・退所 連絡票」の提出に加え、入所者やその家族にも手続きのご案内をしていただく等、ご協力いただければ幸いです。

上記の手続きがなされないと、市町村の介護保険事務に支障をきたすことになります。
住所地特例の制度をご理解いただき、手続きしていただきますようお願いいたします。

住所地特例対象施設は以下のとおりです

介護保険施設	特定施設
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	有料老人ホーム (介護付き、住宅型含む)
介護老人保健施設	養護老人ホーム
介護療養型医療施設	軽費老人ホーム（ケアハウス） サービス付き高齢者向け住宅

